

「こどもの居場所づくり」助成金実施要領

(目的)

第1条 歳末たすけあい募金配分金を活用して、八尾市内における地域のこどもの居場所づくりに関する取り組みに対し、新たな開設及び活動の拡充に要する費用の一部を助成することにより、一層の地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象事業となるものは、次に挙げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 八尾市内で実施されるものであること。
- (2) 広く居場所を必要とするこども（18歳までの者）を受け入れること。ただし、活動の趣旨等により年齢など一部制限を設けて本会が承認する場合はその限りではない。
- (3) 政治的活動、宗教的活動、営利（居場所を運営する団体が販売する商品を、当該居場所で提供することを含む）、を目的とした事業でないこと。また、文化・芸術・スポーツ等の教室など、特定の技能の向上をめざすことや競技を目的とした事業でないこと。
- (4) 居場所利用中の事故やけが、不審者の侵入防止、感染症の予防など、安全面や衛生面に十分に考慮し、参加者も担い手も安全に過ごせる環境で行うこと。
- (5) 保険に加入するなど、けが、食中毒、損害賠償などの万が一の事故に備えること。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象団体となるものは、次に挙げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 八尾市内に活動拠点を有し、生計を同一にしない2人以上の八尾市民で構成されていること。
- (2) 公序良俗に反する活動は行わないこと。
- (3) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 本事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体、または暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 八尾市からの補助金、助成金など公的資金を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に要する経費とする。なお、支出については当年度4月1日から12月31日まで実施する事業に要するものとし、交付決定年度中の本会が指定する日までに完了すること。

(1) 新規開設・拡充に要する経費

修繕費、備品消耗品費、印刷製本費、その他必要と会長が認める経費

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。

- (1) 新規開設に要する経費（初年度のみ） 100,000 円を上限とする。
- (2) 拡充に要する経費（既に活動を実施している団体） 50,000 円を上限とする。

2 前項各号に係る助成は、1 団体につき、それぞれ 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 6 条 助成の申請は、助成事業申請書（様式第 1 号）に、実施計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）を添えて、申請するものとする。

(交付決定)

第 7 条 助成の申請があった場合、八尾市社会福祉協議会において交付決定し適切な事業の実施が見込まれる団体に対して予算の範囲内で助成を行う。交付決定については文書（様式第 4 号）で通知する。

(財源)

第 8 条 この事業資金については、八尾地区募金会の歳末たすけあい募金配分金を財源とする。

(実績報告書)

第 9 条 助成金の交付の決定を受けた年度中で本会が指定する日までに、速やかに助成事業報告書（様式第 5 号）、収支決算書（様式第 6 号）を添えて、報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 18 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 30 日から実施する。